

群馬県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準に関する意見の募集結果について

令和3年3月3日
群馬県立文書館

県では、群馬県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準について原案を作成し、令和3年1月28日から2月26日までの1カ月間（30日間）、郵便、ファクシミリ、電子メール、持参により、広く県民の皆様から意見の募集を行いました。

このたび、寄せられましたご意見（延べ4件）及びそれに対する県の考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては、取りまとめの便宜上、案件ごとに適宜集約させていただいております。また、本手続と直接関係がないと考えられる意見については除外させていただきましたので、ご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも、県行政の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

◇政策等の題名及び公布（予定）日

- ・題名：群馬県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準
- ・公布日：令和3年4月1日

◇意見の提出数

合計 1通
（電子メール1通）
（意見の延べ総数4件）

◇意見の採択により改正した箇所の有・無（有の場合はその概要）

無

◇提出された意見の概要及び意見に対する考え方

1 文章表現について＜教育委員会（文書館）としての考え方を明確に＞

【意見】

- ・この利用審査基準に従って「制限する・しない」の判断をしていくので、記述の上でも、曖昧さをできるだけ排除し、「県として（教育委員会そして文書館が）このように判断する。」という表現で記述にしていく必要があると考えます。
- ・条例条文の文言の解釈は重要ですが、その解釈に基づき、どのような判定をするのかについて、明確に表記することも極めて重要です。
- ・また、条文中に、「○○と考えられる」「○○できる」のような、第三者的な表現の箇所が散見されます。
- ・主体的な表記となるような修正を提案します。（例 ○○と考えられる → ○○と考える。 ○○できる → ○○する。）

【回答】

- ・この審査基準案は、国や既に公文書等管理条例（以下「条例」という。）を制定している他県の審査基準を参考にして作成したものです。表記・表現方法についても、国や他県とほぼ同様な形態をとっています。
- ・そもそも、この審査基準は、すべての事案に一律に適用されるものではなく、個々の案件に係る具体的な判断は、個別の審査の結果に基づき行うものです。
- ・個人情報为例に取れば、個人の権利利益にはさまざまなものがあり、人の生命、健康生活、財産の保護についても保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要となってきます。
- ・以上のことから、審査基準の規定において、すべてを明確に表記することは困難なことから、第三者的な表現となる箇所があっても、やむを得ないものと考えます。

2 制限情報の範囲・解除の目安について<可能な部分を公開するスタンスで>

【意見】

- ・今回の基準策定にあたっては、内容を判断するに国立公文書館の基準を土台として、他県のものも参考にしながら本県用に整えたものであると推察いたします。
- ・国の場合は、各行政機関の文書を、独立行政法人に移管すると言うことで、策定の時点で、かなり行政機関に対して配慮した内容になっています。
- ・本県の場合も、実施機関から特定歴史公文書等を教育委員会へ移管するという一方で、実施機関を意識する部分もあったかと推察しますが、同じ県の行政組織内での移管であるため、国の場合よりは、もう一步、利用について前向きな姿勢もとれるのではないかと思います（国と同じなら無難だろうと思わず、国よりも進んだ判断、利用を重要視した姿勢を取り入れるのが、管理法以後の条例制定自治体の責務と言えます）。
- ・ただ、国と地方の状況の違いで、個人に対する配慮はより重要になってくると思います。
- ・特に同和問題関係の情報は、国が公開している内容であっても、地方においては保護しなければならない場合も出てくることは承知しています。
- ・別紙における「被差別部落に関するもの」「戸籍」について、「当分の間 140 年を超えてもその年数を限らない。」という記述は、そのことから来ていると推察します。
- ・しかし、「戸籍」はともかく、「被差別部落に関するもの」では、やや範囲が曖昧で広すぎる感じがするので、制限する範囲を少し絞ってはどうでしょうか。（例：被差別部落の所在・居住に関すること）。
- ・被差別部落や戸籍の問題は 140 年の経過（2021 年 - 140 = 1881 年）を迎えていますが、なお、制限が必要だと思います。ただ、140 年となれば、制限情報以外の部分の歴史資料としての価値（利用価値）が高まってくることも事実です。保護すべき情報と活用できる情報をデジタル処理等の方法により分離したりしながら、利用に向けた取組も合わせてお願いします（絵図や簿冊のデジタル化を通して、そのような方法もあるはずです）。

【回答】

- ・現在、条例施行にあたり、これまで個人情報等のため利用制限していた文書について、この新しい審査基準に照らし再審査を行っています。再審査の結果、条例施行後は全部あるいは部分的に利用できる文書が増えてきます。

- ・別紙「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」は、国や他県の運用を参考にしながらも、類型例として被差別部落や戸籍など本県独自の情報を加えています。
- ・被差別部落情報は、特に慎重な取扱いが必要です。今回の審査基準案では、ご指摘の所在・居住だけでなく、被差別部落情報に結びつく情報や類推される情報などにおいても個人の権利利益を損なう可能性が想定されることから、制限される情報は幅広く設定しておく必要があると考えます（最高裁判例でも同和地区に結びつく情報の一部を非公開としたことについて妥当とした判決がある）。よって、別紙中「被差別部落に関するもの」のご指摘については、修正はせず原案どおりといたします。
- ・被差別部落や戸籍の問題ですが、ご意見にもあるとおり、別紙備考欄に「当分の間140年を超えてもその年数を限らない」としており、必ずしも140年で利用制限を解除するわけではありません。最終的には、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断することになります。
- ・補足ですが、戸籍にかかる利用制限は、被差別部落情報と直接リンクしているわけではなく、現行の戸籍法上では、本人等以外の交付請求が厳しく制限されていることによります。

3 実務担当者（文書館職員）の姿勢として

【意見】

- ・文書館職員は、利用者に対して如何に特定歴史公文書等を利用してもらうかを考える立場です。
- ・特定歴史公文書等の利用については、「時の経過」を踏まえることにより、現用文書の情報公開制度より、より広い部分が利用可能となりますが、その判断するのがまさに文書館職員です。
- ・条例により、その立場がより明確になったと思いますので、ある意味「司法の独立」のように「文書館の独立」を意識して、利用推進の努力をお願いしたいと思います。
- ・そして（制度的な「アーキビスト」配置は、県の考えによりますが、）文書館の職員として特定歴史公文書等の利用に携わるからには、行政職員としての立場以上に「将来世代の代理人としてのアーキビストの役割」を意識し、今後の利用（可能性も含め）を拡げていくような判断、基準作りをお願いします。

【回答】

- ・文書館職員は、多数の皆さんに文書館に来館いただき、また所蔵する特定歴史公文書等をはじめとする文書を利用いただくため、年3回展示の開催やホームページ・SNSを活用した情報発信のほか、動画配信やインターネット展示など、新た取り組みも取り入れながら、さまざまな発信をしています。
- ・条例施行に向けて、当館職員は、より多くの特定歴史公文書等の公開を進めるべく、長年、文書の内容が未審査のため公開ができなかった文書も条例施行後に公開できるよう、この新しい審査基準に従って毎日審査業務を進めているところです。
- ・また、条例施行後はこれまで実施してこなかった、特定歴史公文書等の写しの交付について一部文書の郵送での対応を可とするなど、より一層の利便性向上を図る予定です。
- ・現在当館には、アーキビストの要件に合致する職員はおりませんが、事実上アーキビ

ストに相当する専門性の高い職員も在籍しています。今後もより多くの職員について、さらなるスキルアップを行うなど人材育成を進めていきたいと考えています。

4 個々の文言について（別紙 PDF 参照／省略）

【意見】

- ・上の1～3の観点を踏まえて、別添 PDF の通り、若干の文言修正のコメントを入れました。全体を見直す中で、他にも出てくるかもしれませんが、不要になる部分もあろうかと思いますが、ご検討いただき、改善につなげていただけますようお願いいたします。

【回答】

- ・審査基準案に対して文言修正をいただきましたが、上記回答1～3の理由により、原案のとおりとさせていただきます。
- ・今回ご提案いただいた貴重なご意見は、今後の文書館の施策を進める上で参考とさせていただきます。